

○京丹後市こどもまんなかのまちづくり条例（素案）

令和9年4月1日

条例第 号

すべての子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在であり、自分らしく、安心して、幸せに生きる権利を持っています。

幸せに生きるためには、いのちと尊厳が大切にされることが何よりも重要です。妊娠期から子育て期を通じて、誰一人置き去りにされず、子どもとその家庭が地域社会全体で支えられることは、子どもの権利が大切にされるまちづくりの土台となります。

そして、そのようなまちは、子どもを守り、支えるだけでなく、子どもの思いや願いを受け止め、ともに考えていくまちでもあります。子どもたちからは、まちのために「自分も協力したい」「自分にできることを考えたい」といった声思いや願いが寄せられています。これらの声思いや願いは、子どもが今を生きる一人の市民であり、まちの未来をともにつくる大切な存在であることを、私たちに伝えています。すべての子どもが一人の人として自ら思い、考え、主体的に行動し、そして、子どもたちをまんなかに、子どもたちとともに、私たちはまちづくりを進めてまいります。

大人は、子どもを~~単に守られる存在として見るだけでなく~~、権利の主体として尊重し、その思いや意見を受け止め、子どもとともに、子どもにとって最もよいことをともに考える責任があります。また、子どもは、自分の権利が大切にされる経験を通じて、他の人の権利やいのちも大切に作る心を育み、地域社会の一員として成長していきます。

そして、子どもたちがまんなかの社会は、お腹の赤ちゃんと共に生きる社会でもあります。同時に、子どもたちだけでなくすべての市民と人のいのちが、かけがえなく尊く大切にされる社会へと絆豊かにつながっています。

こうした「こどもまんなか」及びこれに基づく考え方のもと、子どもと、子どもに関わるすべての人がともに支え合い、育ち合うまちを実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、子どもが権利の主体であることを明らかにし、その権利を保障するための基本理念並びに市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者の役割を定めることにより、まち全体でこどもまんなかのまちづくりを推進することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 心身の発達の過程にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 育ち学ぶ施設 市内にある保育所、認定こども園、学校、放課後児童クラブその他子どもが育ち、学び、又は活動するために利用する施設をいう。
- (4) 市民 市内に住む者、市内で働く者、学ぶ者又は活動する者をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う個人、法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの権利の保障は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」という。）及びこども基本法（令和4年法律第77号）の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項を基本理念として、まち全体で推進されなければならない。

- (1) 子どもが、年齢、性別、国籍、障害の有無、家庭環境、経済的状况その他いかなる理由によっても差別されないこと。
- (2) 子どもに関することについては、子どもにとって最もよいことが第一に考えられること。
- (3) 子どものいのちと尊厳が大切にされ、心身ともに健やかに育つことができること。
- (4) 子どもの年齢及び発達の程度に応じてすべての子どもが、子どもの自身の思いや意見を表明する機会が確保されが聴かれ、その思いや意見が尊重されること。

(子どもにとって大切な権利)

第4条 子どもは、子どもの権利条約に基づき、権利の主体として尊重され、すべての子ども~~のその~~権利が保障されるなければならない。

2 前項の権利のうち、特に次に掲げる権利は、子どもにとって大切なものとして保障されなければならない。

- (1) 安心して生きる権利 いのちと尊厳が大切にされ、健康に配慮され、愛情と理解をもって育まれ、安心して生活できること。
- (2) 自分らしく育つ権利 安心して過ごすことができる居場所を持ち、遊び、学び、休み、多様な経験をしながら、個性や人格が尊重され、自分らしく成長できること。
- (3) 守られる権利 虐待、いじめ、体罰、暴力、差別、貧困、犯罪、事故その他子どもの健やかな育ちを妨げるものから守られること。
- (4) 参加する権利 自分に関係することについて、~~年齢及び発達の程度に応じて~~思いや意見を表明し、その思いや意見が尊重されること。

~~3 子どもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、他の人の権利も大切にしよう~~

~~努めるものとする。~~

(市の役割)

第5条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めるものとする。

2 市は、子ども、保護者、育ち学ぶ施設、市民、事業者及び関係機関と連携し、妊娠期から子育て期までの各段階に応じて、子どもとその家庭を切れ目なく支えるよう努めるものとする。

3 市は、子どもの権利について理解を深めるため、子どもに分かりやすい情報提供及び学習機会の確保に努めるものとする。

4 市は、子どもに関する施策を検討し、実施し、及び評価するときは、~~子どもの年齢及び発達の程度に応じて、~~子どもの思いや意見を聴き、その意見を尊重するよう努めるものとする。

5 市は、子どもが安心して相談でき、必要な支援につながるができるよう努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、子どもの養育について重要な役割を担うことを認識し、子どものいのちと権利を大切にし、~~子どもの年齢及び発達の程度に応じて、~~その思いや意見を受け止めるよう努めるものとする。

2 保護者は、子どもの養育に当たり、子どもにとって最もよいことを考えるよう努めるものとする。

(育ち学ぶ施設の役割)

第7条 育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員は、子どもの育ちや学びに深く関わる立場にあることを認識し、子どもの権利を大切にしながら、子どもが安心して過ごし、学び、活動できる環境づくりに努めるものとする。

2 育ち学ぶ施設は、子どもの思いや意見を受け止め、子どもが主体的に学び、活動し、成長できるよう努めるものとする。

3 育ち学ぶ施設は、虐待、いじめ、体罰その他子どもの権利を侵害する行為の防止及び早期発見に努めるとともに、必要があるときは、市及び関係機関と連携し、子どもが必要な支援につながるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第8条 市民は、子どもが地域の一員であることを認識し、子どもの権利について理解を深

め、子どもが安心して育つことができる地域づくりに努めるものとする。

- 2 市民は、子どもの思いや意見を尊重し、子どもが地域の中で自分らしく育つことができるよう見守り、支えるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、子どもの権利について理解を深め、子ども及び子育て家庭に配慮した事業活動に努めるものとする。

- 2 事業者は、雇用する労働者が子育てと仕事を両立できるよう、職場環境の整備に努めるものとする。

(普及啓発)

第10条 市は、子ども、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者が、子どもの権利について理解を深めることができるよう、広報、啓発、学習の機会の確保その他必要な取組を行うものとする。

(いのちとこどもまんなかの日及び週間)

第11条 市は、子どもをはじめすべての人のいのちと尊厳を大切にし、子どもの権利について理解を深める機会とするため、京丹後市いのちとこどもまんなかの日及び京丹後市いのちとこどもまんなか週間を設ける。

- 2 京丹後市いのちとこどもまんなかの日は、11月20日とする。
- 3 京丹後市いのちとこどもまんなか週間は、前項に定める日を含む期間として、市長が別に定める。
- 4 市は、京丹後市いのちとこどもまんなかの日及び京丹後市いのちとこどもまんなか週間の趣旨にふさわしい取組を行うものとする。

(相談及び支援)

第12条 市は、子どもが悩み、困りごと、不安又は権利侵害のおそれについて、安心して相談できるよう、相談体制の整備及び周知に努めるものとする。

- 2 市は、子どもの権利が侵害され、又は侵害されるおそれがあると認めるときは、関係機関と連携して、必要な支援、調整その他の対応を行うものとする。
- 3 市は、相談及び支援に当たっては、子どもの思いや意見を尊重するとともに、相談に関する秘密が守られるよう配慮するものとする。を守らなければならない。

(計画による推進)

第13条 市は、この条例の目的を達成するため、こども基本法（令和4年法律第77号）

第10条第2項に規定する市町村こども計画を定め、当該計画に基づき少子化対策を含む

子ども及び子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 市は、前項の計画の策定、推進及び評価に当たっては、~~子どもの年齢及び発達の程度に応じて、~~子どもの意見を聴き、その意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制及び検証)

第14条 市は、子ども、保護者、育ち学ぶ施設、市民、事業者及び関係機関とこの条例の理念を共有し、相互の連携及び協働により、こどもまんなかのまちづくりを総合的に推進するものとする。

- 2 市は、この条例に基づく取組を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行うものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。